

男鹿市地域おこし協力隊募集要項

男鹿市は、秋田県臨海部のほぼ中央、日本海に突き出た男鹿半島の大部分を占め、三種町、大湊村、湊上市と接しています。市の人口は、令和7年3月末現在23,146人で、気候は冬季に日本海からの季節風が吹き付ける積雪寒冷地ですが、内陸部よりは降雪が少ない地域となっています。

青い海と緑の山々、そして湖と変化に富んだ美しい自然景観は国立公園の指定も受け、さらに、地質遺産の豊富さから男鹿半島・大湊ジオパークとして日本ジオパークに認定されています。また、平成30年12月には、「男鹿のナマハゲ」が全国の10行事からなる「来訪神：仮面・仮装の神々」として、ユネスコの無形文化遺産に登録され、これらの豊富な観光資源を有することから、秋田県内を代表する観光地となっています。

全国的に少子高齢化が進展するなか、男鹿市では、地域社会の活力を維持するため、定住環境の向上による人口流出の抑制とともに、男鹿半島の魅力を多くの人に知っていただき、移住・定住を促進する取り組みを行っており、この度は、地域に元気を与え、コミュニティ活動の活性化を目的として、町内会や地域住民、集落支援員と連携した、地域交流イベントの企画・運営を主な業務とする「地域おこし協力隊」を募集します。

【募集要項】

業務概要	隊員は、地域おこし協力隊として、主に次の業務に従事していただきます。 ① 町内会等のコミュニティの活性化及び交流人口・関係人口の創出を目的として、地域住民や、市内に設置されている各コミュニティセンター(集落支援員)と連携した、地域住民参加型の交流イベントの企画及び運営 ② SNS等を活用した地域の魅力や自身の活動内容の発信 ③ 主に東京圏で開催される移住・交流イベントへの参加
応募要件	・3大都市圏内の都市地域(過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない地域)、もしくは政令指定都市に居住している方で、採用後に当該地域から男鹿市に生活拠点を移し、住民票の異動ができる方

	<p>※詳細は、総務省「地域おこし協力隊」のホームページに掲載されている「特別交付税措置に係る地域要件確認表」の秋田県男鹿市の欄をご覧ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 地方公務員法第 16 条に規定する職員の欠格条項に該当しない方 • 老若男女問わず、人と関わるのが好きな方 • 心身ともに健康で、誠実に職務を行うことができる方 • 普通自動車運転免許を取得している方 • パソコン（メールの送受信、Word 及び Excel 操作）の操作及びホームページの編集、SNS 等を活用した情報発信に意欲的に取り組める方 • 最長 3 年間の活動期間終了後も、男鹿市に定住し、就業・起業する意欲のある方
募集人数	<ul style="list-style-type: none"> • 1 人
勤務地（活動地）	<ul style="list-style-type: none"> • 男鹿市総務企画部企画政策課（原則男鹿市内）
勤務時間	<ul style="list-style-type: none"> • 9時00分～16時00分 （うち休憩 1 時間、1 日 6 時間勤務） • 早朝、夜間等の会議・業務がある場合は、別に定める勤務時間とします。 • 原則週 5 日勤務
雇用形態・期間	<ul style="list-style-type: none"> • 市の会計年度任用職員として委嘱します。（雇用関係あり） • 雇用期間は、委嘱日から令和 8 年 3 月 31 日までとします。なお、<u>従前の勤務実績に基づく能力の実証により、再度の任用を行う場合があります。（最長期間 36 箇月）</u> • 協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、雇用期間中であっても委嘱を取り消すことができるものとします。
給与等	<ul style="list-style-type: none"> • 月額 178,470 円 ※ 期末及び勤勉手当の支給あり ※ 通勤距離により通勤手当相当の費用弁償の支給あり

<p>待遇・福利厚生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休暇日に業務の支障が無ければ、兼業を認める場合があります。（届出による許可制） ・ 社会保険（健康保険・厚生年金）、雇用保険、公務災害補償制度に加入します。 ・ 年次有給休暇は、「男鹿市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」により付与します。 ・ 住居は市が借り上げし、貸与します。（※引っ越しに係る費用や光熱水費等は自己負担となります。） ・ 活動に必要な消耗品及び活動に関連し出張する場合の旅費等は、予算の範囲内で市が負担します。 ・ 活動に要する車両は市が借り上げし、貸与します。（協力隊共有） <p>※当市での生活では移動手段として自家用車は必要不可欠です。自動車の持ち込みをお勧めします。</p>
<p>休日・休暇</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土日祝日、年末年始（12月29日～1月3日） ・ 活動内容により休日勤務した場合は、その週または翌週に振替代休を取得することとします。 ・ 忌引、結婚、産前（産後）休暇（有給） ・ 育児、保育時間、子の看護、介護、生理日の就業困難（無給）
<p>募集期間</p>	<p>募集定員に達するまで随時募集</p>
<p>応募方法</p>	<p>以下の書類を提出してください。 （※提出書類は返却しません）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①市販の履歴書（顔写真添付）及び職務経歴書 ※記載事項が同等であれば任意様式の者でも可 ※職歴については詳細に記入してください。 ②男鹿市地域おこし協力隊応募用紙(1)及び(2) （別添様式） ③住民票の写し（転出地の確認のため） <p>【提出先】 〒010-0595 秋田県男鹿市船川港船川字泉台 66-1 男鹿市総務企画部企画政策課 移住定住促進班</p>

<p>選考方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 第1次選考：書類審査 応募者全員に選考結果を文書で通知します。 • 第2次選考：面接（第1次選考合格者のみ） 日時：第1次選考結果通知後、合格者と協議のうえ決定します。 • 最終選考結果の通知 面接者全員に選考結果を文書で通知します。 <p>※男鹿市への住民票の移動は、必ず委嘱日以降に行ってください。</p>
<p>問合せ先</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 男鹿市役所総務企画部企画政策課 移住定住促進班 担当 伊藤 • 電 話 0185-24-9122 • F A X 0185-23-2922 • メール kikaku@city.oga.akita.jp